

計画の基本的事項について

計画の基本的事項（案）

| 項目 | 現行計画 | 見直しの考え方 |
|-------------|---|--|
| 計画の位置づけ | <ul style="list-style-type: none"> 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地方公共団体実行計画 「第 2 次枚方市環境基本計画」に掲げる地球温暖化対策を具体化し、取り組みを推進するための計画 | 変更なし |
| 計画期間 | 10 年間 2013（平成 25）年度から 2022（平成 34）年度まで | 5 年間 2018（平成 30）年度から 2022（平成 34）年度まで |
| 計画の見直し時期 | 概ね 5 年後に中間見直し （国における地球温暖化対策やエネルギー政策などの変化を踏まえ、必要に応じて見直し） | 国における地球温暖化対策やエネルギー政策などの変化を踏まえ、必要に応じて見直し |
| 目標の基準年度 | 1990（平成 2）年度 | 2013（平成 25）年度 |
| 目標年度 | 中期目標① 2020（平成 32）年度（国の中期目標年度） 中期目標② 2022（平成 34）年度（本計画の最終年度） 長期目標 2050（平成 62）年度（国の長期目標年度） | 短期目標 2022（平成 34）年度（本計画の最終年度） 中期目標 2030（平成 42）年度（国の中期目標年度） 長期目標 2050（平成 62）年度（国の長期目標年度） |
| 削減目標 | 中期目標① 1990（平成 2）年度比で 25%以上削減 中期目標② 1990（平成 2）年度比で 29%以上削減 長期目標 1990（平成 2）年度比で 80%以上削減 | 短期目標 2013（平成 25）年度比で 12%以上削減 中期目標 2013（平成 25）年度比で 26%以上削減 長期目標 80%以上削減 |
| 対象とする地域 | 枚方市域全域 | 変更なし |
| 計画の主体 | 本市の温室効果ガスの排出に関わるすべての市民、事業者、行政のあらゆる主体 | 変更なし |
| 対象とする温室効果ガス | <ul style="list-style-type: none"> 二酸化炭素（CO₂） メタン（CH₄） 一酸化二窒素（N₂O） ハイドロフルオロカーボン類（HFCs） | 変更なし |

計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨

本市では、2007（平成 19）年 6 月に「枚方市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、市民・事業者とともに、市域から排出される温室効果ガスの排出削減に向けて、省エネルギー・省 CO₂につながる様々な取り組みを推進してきました。

また、2008（平成 20）年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正されたことや、2011（平成 23）年 3 月 11 日に発生した東日本大震災以降の地球温暖化対策を取り巻く状況が変化したことを踏まえ、2013（平成 25）年 3 月に枚方市地球温暖化対策実行計画（以下、「計画」という。）を策定しました。計画では、本市の自然的社会的特性に応じ、市民・事業者・行政が一体となった温室効果ガスの排出の削減等のための総合的かつ計画的な施策を推進するための方向性や取り組みを示しています。

計画に基づき、淀川衛生事業所敷地内への大型太陽光発電パネル「枚方ソラパ」の設置や、「ひらかたエコフォーラム」・「ひらかたエコチェック DAY」等の市民・事業者・行政が連携した CO₂削減の取り組み、枚方宿周辺でのヒートアイランド現象に対する適応策のモデル事業等、地球温暖化対策として様々な取り組みを行ってきました。

この度、計画の策定から 5 年が経過し、2015（平成 27）年のパリ協定の締結を受けて、2016（平成 28）年に国の地球温暖化対策計画が策定されるなど、計画を取り巻く環境が大きく変化したことから、計画の改定を行ったものです。

2. 位置付け

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」**第 21 条**に基づく地方公共団体実行計画として策定するものです。

また、2011（平成 23）年 3 月に策定した「第 2 次枚方市環境基本計画」に掲げる地球温暖化対策を具体化し、取り組みを推進するための計画として策定するものです。

3. 計画期間

改定後の計画の期間は、2018（平成 30）年度から 2022（平成 34）年度までの 5 年間とします。
 基準年度は、国の地球温暖化対策計画の基準年度である 2013（平成 25）年度とするとともに、目標年度についても、国の地球温暖化対策計画と整合を図るため、短期目標の年度を本計画が終了する 2022（平成 34）年度、中期目標の年度を 2030（平成 42）年度、長期目標の年度を 2050（平成 62）年度として設定します。なお、国における地球温暖化対策やエネルギー政策などの変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

表 計画の基準年度と目標年度

| 項 目 | | 年 度 |
|------|------|-------------------------|
| 基準年度 | | 2013（平成 25）年度 |
| 目標年度 | 短期目標 | 2022（平成 34）年度（本計画の最終年度） |
| | 中期目標 | 2030（平成 42）年度（国の中期目標年度） |
| | 長期目標 | 2050（平成 62）年度（国の長期目標年度） |

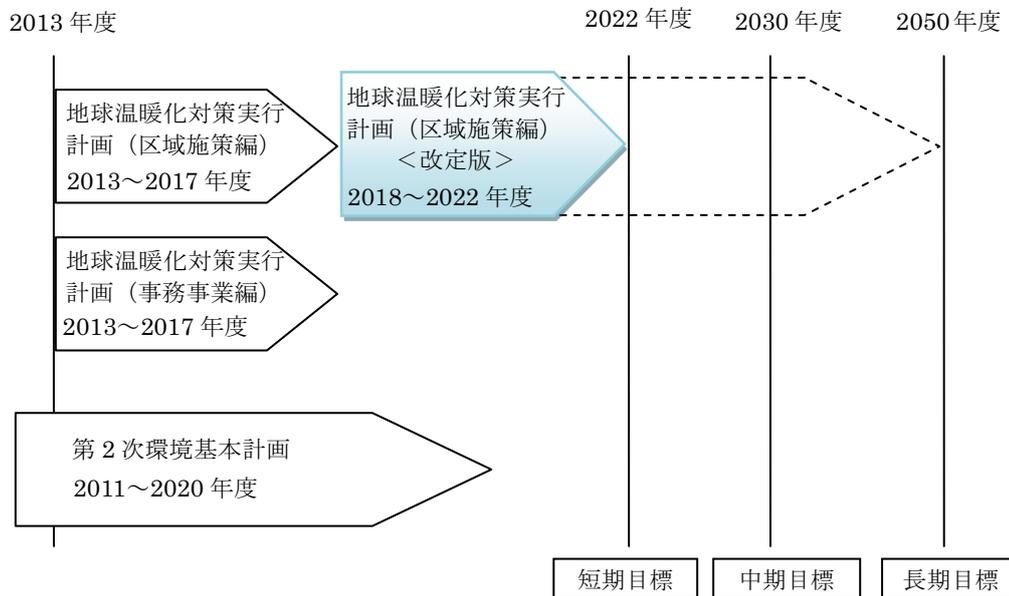


図 計画期間と目標年度

4. 他の計画との関係

本計画は、2013（平成 25）年 3 月に策定した「枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の改定計画として策定するものです。

また、上位計画である「第 5 次枚方市総合計画」・「第 2 次枚方市環境基本計画」、分野別行政計画である「枚方市都市計画マスタープラン」・「第 2 次枚方市里山保全基本計画」・「枚方市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」などとの整合を図りながら、地球温暖化対策に関する具体的な取り組みを推進する計画となっています。

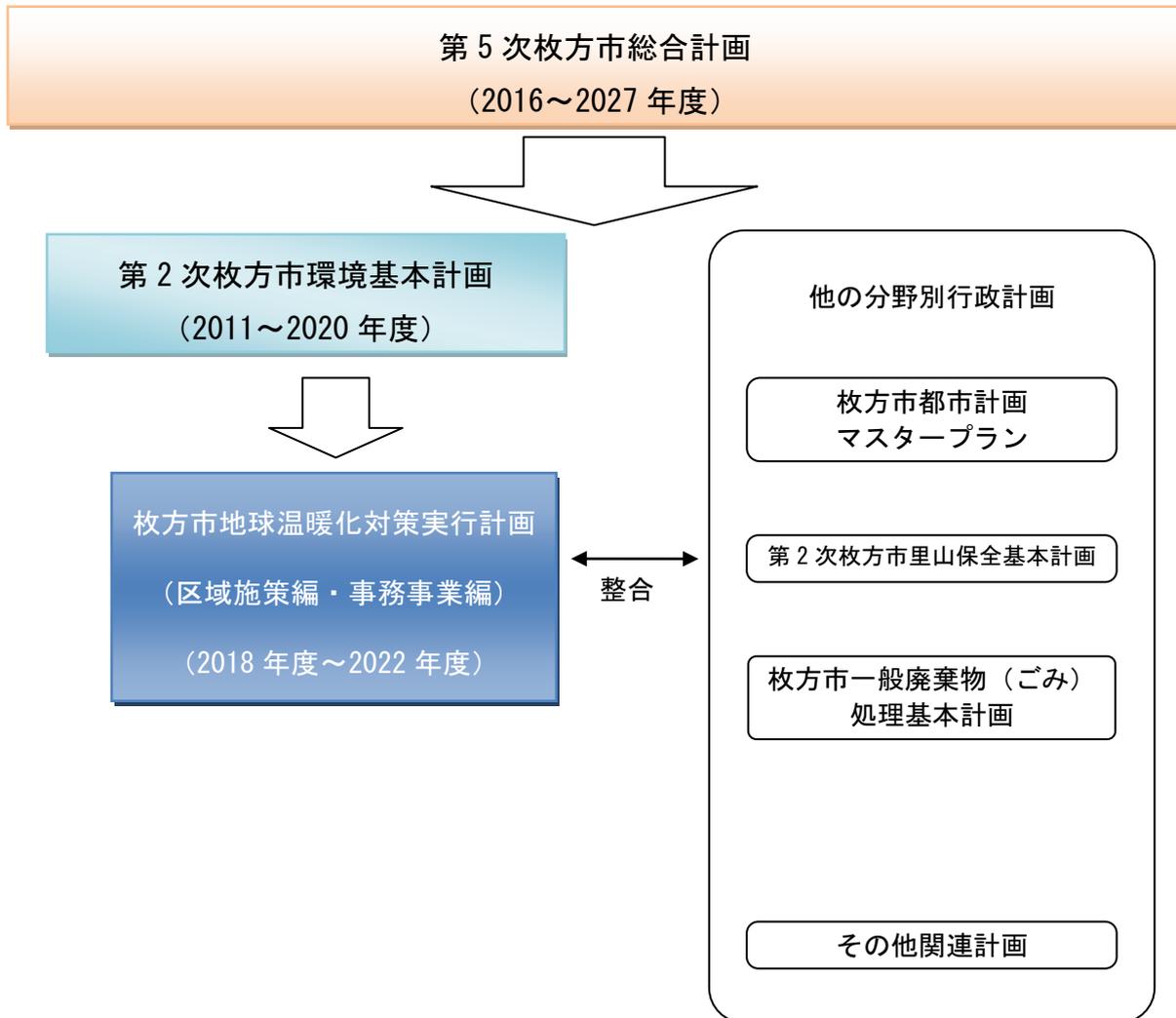


図 他の計画との関係

5. 対象

(1) 対象とする地域

本計画の対象地域は、枚方市全域とします。

(2) 対象とする主体

本計画の対象となる主体は、本市の温室効果ガスの排出にかかわるすべての市民、事業者、行政のあらゆる主体とします。

(3) 対象とする温室効果ガス

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）及び六フッ化硫黄（SF₆）の 6 種類ですが、パーフルオロカーボン類（PFCs）及び六フッ化硫黄（SF₆）については、全体に占める割合はごく僅かであり、本計画の対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）の 4 種類とします。

表 温室効果ガスと主な発生源

| | 温室効果ガス | 人為的な主な発生源 |
|--------|--------------------------|------------------------------------|
| 計画の対象 | 二酸化炭素（CO ₂ ） | 化石燃料の燃焼等 |
| | メタン（CH ₄ ） | 稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立て等 |
| | 一酸化二窒素（N ₂ O） | 化石燃料の燃焼、農地の土壌、家畜排泄物の管理、工業プロセス等 |
| | ハイドロフルオロカーボン類（HFCs） | 冷凍機器・空調機器の冷媒、断熱材の発泡剤、エアゾールの噴射剤等に使用 |
| 計画の対象外 | パーフルオロカーボン類（PFCs） | 半導体の製造用や電子部品等の不活性液体等に使用 |
| | 六フッ化硫黄（SF ₆ ） | 変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体の製造用等に使用 |

6. 計画の目標と取り組み指標等について

1. 温室効果ガス排出量の削減目標

短期目標 2022（平成 34）年度（本計画の最終年度）

○温室効果ガス排出量を 2013（平成 25）年度比で **12%**以上削減

中期目標 2030（平成 42）年度（国の中期目標年度）

○温室効果ガス排出量を 2013（平成 25）年度比で **26%**以上削減

長期目標 2050（平成 62）年度（国の長期目標年度）

○温室効果ガス排出量を **80%**以上削減

2. 基本方針ごとの取り組み指標

温室効果ガス削減に向けた施策の進捗を把握するため、基本方針ごとに指標を設定。

| | |
|--|--|
| 基本方針 1 | 再生可能エネルギーの利用拡大 |
| ●市内における太陽光発電量（FIT（固定価格買取制度）に認定された太陽光発電の導入容量） | |
| 2022 年度目標 | 50,000kW (2016 年度実績) 39,767kW |
| ●公共建築物における太陽光発電量 | |
| 2022 年度目標 | 1,250kW (2016 年度実績) 1,129kW |
| 基本方針 2 | 省エネルギー・省 CO ₂ 活動の推進 |
| ●市内における電力消費量 | |
| 2022 年度目標 | 2013 年度比で 7%削減 (2013 年度消費量) 2,221,374MWh |
| ●家庭用コージェネレーション設備の稼働台数 | |
| 2022 年度目標 | 5,500 台（累計） (2016 年度末時点) 3,499 台 |
| 基本方針 3 | 低炭素化につながる環境整備の推進 |
| ●自然保護啓発イベントの参加者数 | |
| 2022 年度目標 | 4,000 人（累計） (2016 年度末時点) 2,248 人 |
| 基本方針 4 | 循環型社会の構築に向けた活動の推進 |
| ●市民一人あたりの 1 日のごみの量 | |
| 2022 年度目標 | 1 人あたり 829 g (2016 年度) 846 g |

3. 事業ごとの目標と取り組み内容（例）

4 つの基本方針に基づき実施する各事業について、目標や取り組む内容を設定。（事業計画）

| 事業名 | 平成 30 年度 | | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|-----------|-----------------|---|----------|----------|
| | 目標 | 取り組み内容 | 取り組み内容 | 取り組み内容 |
| エコライフ推進事業 | 各種事業の参加者数 700 名 | <ul style="list-style-type: none"> FM ひらかた環境定期便の放送 エコライフキャンペーンの実施 ライトダウンキャンペーンの実施 環境啓発イベントの開催 | → 推進 | → 推進 |

計画では、温室効果ガスの削減目標を達成するため、右記のとおり、基本方針ごとに「取り組み指標」を設定するとともに、年度ごとに策定する事業計画において、事業ごとに目標を設定します。